

●香川県選挙管理委員会告示第9号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第8条第7項の規定により、参議院（選挙区選出）議員の選挙及び香川県知事選挙において候補者等が手話通訳を付して政見を録画することができる放送事業者を次のとおり定める。

平成26年香川県選挙管理委員会告示第38号（香川県知事選挙において候補者等から申込みがあったときに手話通訳を付して政見を録画する放送事業者）は、廃止する。

令和元年6月11日

香川県選挙管理委員会委員長 白 井 敏 雅

日本放送協会高松放送局

株式会社瀬戸内海放送

西日本放送株式会社